

## 第2章 計画のこれまでの実績と課題

---

1. 数値目標の達成状況とこれまでの実績
2. これからの課題

## 第2章 計画のこれまでの実績と課題

### 1. 数値目標の達成状況とこれまでの実績

項目	基準値 2016年度	目標値 2021年度	中間値 2021年度	根拠資料等
社会のあらゆる場面において、男女が「平等」と回答する者の割合 (①家庭生活、②職場、③学校教育、④社会通念・慣習・しきたり、⑤社会全体)	①27.6% ②24.0% ③56.3% ④10.9% ⑤14.8%	上昇	①31.3% ②31.5% ③50.9% ④ 9.7% ⑤10.9%	市民意識調査
夫婦や恋人の間で「殴るふりをしておどす行為を、どんな場合でも暴力だと思う」と回答した者の割合	66.1%	73%	66.9%	市民意識調査
DV被害を受けたことのある者のうち、どこにも(誰にも)相談をしなかった(できなかった)者の割合	45.8%	30%	39.1%	市民意識調査
性の多様性 パートナーシップ制度	—	創設	開始	2021年10月開始
セクシュアルハラスメントを受けたことがある者の割合	32.2%	25%	31.1%	市民意識調査
何らかのハラスメント対策を行っている企業の割合	23.5%	35%	29.4%	事業所意識調査
男性の育児休業取得率 (浦添市役所)	4.8% (2014年度)	13%	0% (2020年度)	職員課
保育所待機率	6.5%	解消	0.37%	こども未来課
市役所の管理職に占める女性の割合	17.4% (2015年度)	20%	22.2%	市民協働・男女共同参画課
審議会等への女性の登用率	33.5% (2015年度)	40%	31.4%	市民協働・男女共同参画課

## 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

- (1) 市民への意識啓発・情報発信の推進 (2) 次世代に向けた意識啓発の推進

### <主な実績>

○内閣府HPの閲覧をはじめ、新聞、情報誌を定期購入し情報収集を行っています。また市のHP・広報誌での情報発信及びハーモニーセンター内での図書、資料の閲覧コーナーにてパネルを設置し、情報発信を行いました。

○ハーモニーセンターでの男女共同参画講座を始め、生涯学習分野、社会教育分野、産業分野等で男女共同参画等に関する各種講座や研修等を実施しています。

○学校現場では、全校で男女混合名簿が使用されています。また、座席についてもこれまで、必ず「男女ペア」で組まれていましたが、現在は多くの学級で男女にとられない座席配置をしています。また、教職員対象のLGBT研修や管理職や養護教諭を対象とした研修を実施しています。

○小学校は令和元年度、中学校は令和2年度から道徳の教科化が全面実施となり、「個性の伸長」など、道徳教育の充実が図られています。また、計画的な人権教育や外部人材を活用した人権教育も各学校で行われています。

## 2. 配偶者等からの暴力（DV）等の根絶

- (1) 配偶者等からの暴力（DV）等の防止に向けた取り組み

### <主な実績>

○国の女性に対する暴力（DV）をなくす運動に合わせ、毎年、本庁1階で、パネル展、懸垂幕、庁用車マグネットシート貼付けによる啓発、また、こども家庭課と共催で「ダブルリボンキャンペーン」を行いました。さらに、リーフレット等の街頭配布（浦添市女性団体連絡協議会と協働）を例年行っています。

○暴力の防止に向けて、こども家庭課では女性相談員と家庭相談員を配置し、各種相談に対応しています。相談内容に応じて庁内の担当窓口への案内や警察、県女性相談所（沖縄県配偶者暴力支援センター）等との連携を図っています。

○学校現場では、幼児・児童生徒と関わるあらゆる教職員が、子どもの異変に気付き、対応できるように職員会議等で情報共有を行っています。また、教育相談支援員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し相談体制を整備しています。

○民生委員による地域見守りによる被害者の相談や早期発見・早期対応に努めており、必要に応じて各関係機関に繋いでいます。

○住民基本台帳システム・戸籍システムにおいて、被害者の住民票等の交付及び住所の閲覧制限措置を実施しています。

### 3. 多様な性や人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 多様な性を知り、認め合う社会づくりの推進
- (2) 人権意識の高揚促進
- (3) 性に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援
- (4) 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

#### <主な実績>

○2021年3月には「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を制定し、2021年10月からパートナーシップ宣誓証明書を発行。LGBT電話相談、レインボーフラッグの掲示、みんなのトイレの標識の作成、性の多様性講演会、パネル展示等を行っています。

○広報うらそえやHP、パネル展示、ラジオ等を通して、各種人権問題や人権相談に関する情報発信を行いました。また、毎月第1木曜日には人権相談を行っています。

○男女共同参画週間のパネル展で、沖縄労働局より提供のハラスメント対策に関するパンフレット等を配布しました。また、ハーモニーセンター館内に相談窓口情報を掲示するコーナーを設け、市HPでも相談窓口一覧ページを作成し掲示しています。

○親子健康手帳交付を保健師等専門職が行い、妊娠届出をした妊婦へ妊婦健診受診勧奨及び保健指導、妊娠・出産に関する相談に対応しています。また、親子健康手帳交付時のアンケートより、若年妊婦・疾患合併妊婦等ハイリスク者を把握、早期支援につなげています。

○マタニティスクールの開催：助産師や管理栄養士の講話をとおして、低出生体重児出産の予防及び生活習慣病予防の観点から妊娠中の身体の変化と栄養について妊婦が自己管理できるよう支援しています。

○妊娠期から乳幼児期にかけて、親子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、産後ケア、新生児訪問、乳児全戸訪問事業、2歳児歯科健診、健診事後教室、心理発達相談等ライフステージや発達段階に応じた各種母子保健事業を実施し、健診結果や相談より把握した親子への早期支援を図っています。

○ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を活用することにより、経済的自立の促進を図りました。また、母子父子自立支援員を配置し、きめ細やかな対応を心がけ、就職相談、母子父子寡婦福祉基金貸付相談、日常生活支援相談を実施しました。

○各中学校区毎にてだこ未来応援員を配置し、支援が必要な子どもの掘り起こしや関係機関への繋ぎを行いました。また、市内に子どもの居場所を設置、食事の提供等の支援や、中学生向けの無料塾を実施し、高校進学に向けた学習支援を行いました。

#### 4. すべての人が活躍できる社会の実現

- (1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進
- (2) すべての人が能力を発揮するための支援等の充実

##### <主な実績>

○男女共同参画週間のパネル展においてワーク・ライフ・バランスについて内閣府発表の子育て期にある男性の家事・育児時間、仕事と介護の両立等に関するデータを掲示するなど重点的に意識啓発を図りました。

○浦添市役所男性職員の育児休業等の取得促進に向け、「男性職員の望ましい育児休業の取得例」や「男性職員の出産・育児に関する休業・休暇について」等、グループウェアを通して啓発しています。

○災害時に避難所で様々な方がプライバシーを確保できるようテント等を整備しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、防災講座開催数は減ったものの、講座開催時は積極的に意見を収集しました。

○市HPにより、くるみん認定企業及びワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知を図りました。また、沖縄女性就業・労働相談センターとの共催により労働セミナーを開催し、さらに生涯現役促進地域連携事業において保育及び介護補助スタッフ養成講座を実施しました。

○ハーモニーセンター内で沖縄県女性就業・労働相談センター主催の講座や相談窓口の周知を継続的に行っています。

○浦添市女性団体連絡協議会主催で「女性部長の意見交換会」「女性議員との意見交換会」を行いました。

## 2. これからの課題

### (1) ジェンダーギャップの解消

日本は、世界経済フォーラムが公表する2021年ジェンダーギャップ指数で156カ国中120位と遅れており、2021年度に本市が行った市民意識調査でも社会全体における男女の平等感は「平等」と答えた者の割合は10.9%となっており、いまだ、男女間の不平等は解消されていません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、女性に強く影響を与えています。コロナ対策において、女性に最大限配慮するとともに、社会生活を送る中で、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しており、ジェンダーギャップの解消に向けて一層意識啓発の推進が必要です。また、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りをなくするため、政策・方針過程への女性の参加拡大は社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のためにも重要となります。

### (2) 働く女性の環境整備

2015年に女性活躍推進法が施行され、働く場で活躍したいと望むすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表が義務付けられました。本市の事業所調査では、男女共同参画社会の実現を目指して市が力を入れていくべきこととして、「保育や介護にかかる施設・サービスの充実」50.0%「職場における男女格差の是正、育児休業制度・介護休業制度の普及」43.8%「政策決定の場等への女性の積極的な登用」37.5%の順になっています。女性が働く場で能力を発揮するため、働く場での環境整備が重要となります。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

働く場においては、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方が重要です。市民意識調査では、女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要な事として「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせ、働きやすい労働条件とする」57.8%、「育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する」38.1%、「賃金、仕事内容など労働条件面での男女差をなくす」30.2%との回答が上位になりました。働く人の誰もがワーク・ライフ・バランスの推進のため、長時間

労働の削減、育児休暇や介護休暇の取得促進、男性の子育てへの参加促進等、職場の環境改善が必要となります。

#### **(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難を抱える人への支援**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会的弱者に深刻な影響を与えています。とりわけ、非正規雇用が多い女性やシングルマザーの失業率が高まるなど、女性の窮状が課題となっています。女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った支援が必要となります。また、多様な困難を抱える女性に対する支援も重要であることから、高齢者、障がい者、外国人等が、安心して暮らせる環境の整備が必要となります。

#### **(5) 女性に対するあらゆる暴力の防止への取組**

女性に対する暴力は重大な人権侵害です。暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となっています。市民意識調査によるとDV被害者のうち「相談しなかった人」の割合が39.1%となっており、相談しやすい体制の整備や被害者（子供も含む）支援の取り組みを推進していくことが必要です。また、デートDV等子供、若年層に向けた予防教育・意識啓発も必要となります。